

第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成23年10月 4 日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成23年10月4日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時53分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第28号 財産の処分について

議案第29号 財産の取得について

議案第30号 権利の放棄について

報告第9号 財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第14号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①平成23年度基金事業の取組みについて

②環太平洋連携協定（TPP）について

③荒瀬ダムについて

④労使紛争解決制度（あっせん等）について

委員会提出議案

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める

意見書について

出席委員（8人）

委員長 守田 憲 史

副委員長 内野 幸 喜

委員 早川 英 明

委員 荒木 章 博

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和 世

委員 杉浦 康 治

委員 前田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 中川 芳 昭

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦 典

商工労働局長 田中 伸 也

新産業振興局長 真崎 伸 一

観光経済交流局長 佐伯 和 典

商工振興金融課長 福島 裕

労働雇用課長 大谷 祐 次

産業人材育成課長 吉永 一 夫

首席審議員兼

産業支援課長 高口 義 幸

新エネルギー産業振興課長 森永 政 英

企業立地課長 渡辺 純 一

観光課長 宮尾 千加子

国際課長 山内 信 吾

くまもとブランド推進課長 坂本 孝 広
企業局

局長 川口 弘 幸

次長兼

総務経営課長 古里 政 信

工務課長 福原俊明
労働委員会事務局

局長 柳田幸子
審査調整課長 吉富寛

事務局職員出席者

議事課課長補佐 益田洋
政務調査課課長補佐 小林昌樹

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから、第3回経済常任委員会を開会いたします。

まずは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。議案等については、執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用状況及び当部の取り組みの方向につきまして、御説明申し上げます。

日銀熊本支店が、昨日ですが、10月3日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は、総じて見れば東日本大震災前からの緩やかな回復基調を維持しているとされております。

県内製造業の生産は、全体として堅調ながら、海外からの受注減少が影響いたしまして、IT関連の一部で操業度を引き下げている状況とされております。8月の企業倒産件

数は11件と前年を上回っており、また、ことし冬の電力不足の問題や円高の影響、欧米における金融不安など、予断を許さない状況と認識しております。

雇用情勢につきましては、8月の有効求人倍率が0.60倍と依然低い水準で推移しており、厳しい状況となっております。

商工観光労働部といたしましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めますとともに、成長分野に力点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

平成23年度9月補正についてでございますが、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

商工観光労働部総額で2,115万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、新卒者等の雇用と職場実習の実施に要する経費1,066万円余、ものづくりの後継者育成に向けた技能士の資格取得に必要な研修等の実施に要する経費406万円余、県内企業の競争力強化を支援するためのアドバイザー配置に要する経費643万円でございます。これらは、すべて基金事業でございます。また、緊急雇用創出基金事業に関する債務負担行為が1件ございます。

さらに、くまもと臨空テクノパーク用地の一部売却など、条例案件が3件、県有地信託の事務処理状況に関する報告議案が1件、県が資本金等の2分の1以上を出資している団体の決算及び事業計画についての報告議案5件となっております。

そのほか、本日は、平成23年度基金事業の取り組みについてと、環太平洋連携協定(TPP)について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から

説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○福島商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。よろしくお願いたします。

委員会資料15ページをお願いいたします。

権利の放棄についてでございますが、これは地方自治法第96条の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますことから、提案いたしているものでございます。

資料の16ページをお願いいたします。

概要で御説明させていただきます。中小企業振興資金の貸付債権のうち1件、165万円につきまして、権利の放棄を行うものでございます。

放棄します権利は、当時の三角町、現在の宇城市三角町で建設業を営んでおりました債務者に対し油圧ショベル購入経費といたしまして、平成8年に貸し付けました220万のうち、延滞となりました165万円の貸付債権でございます。

債務者及び連帯保証人の状況は、(11)に記載しておりますが、債務者は、貸し付け後資金繰りが急激に悪化し、事業が破綻いたしまして、平成11年5月には破産宣告、同じく11月には免責決定がなされております。また、連帯保証人はA、Bで記載しておりますが、2名いずれとも無職です。収入も少なく、不動産等もなく、返済資力はないものと判断されております。

この権利の放棄を行う理由ですが、当該延滞債権につきましては、債務者が破産したこと、連帯保証人が無資力であること、時効が完成したこと、これらによりまして、昨年度、決算特別委員会で御議論いただきました結果を踏まえまして本年3月に策定いたしました県の債権放棄基準に該当していること及び債務者及び連帯保証人の現在の状況から、任意交渉及び強制執行の手段によっても債権の回収は不可能と認められることから、権利

の放棄を行うものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料2ページをお願いいたします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、新卒等未就職者緊急雇用創出事業について1,000万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄にありますように、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、24年春の新卒者及び卒業後3年以内の未就職者の雇用と職場実習に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創出基金事業について2億1,000万円余の追加設定をお願いしております。

これは、今回増額補正をお願いしております新卒等未就職者緊急雇用創出事業と、後ほど説明いたします産業人材育成課の技能士育成プロジェクト事業の2事業について、事業期間が24年度までの2カ年間に及ぶため、債務負担行為を追加設定するものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

続きまして、委員会説明資料17ページ、報告第9号財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別添資料の財団の概要がございますけれども、簡単に財団の概要について御説明させていただきます。

財団の設立は平成8年で、設立の目的は、勤労者等への職業情報の提供、教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供することにより、勤労者の福祉の充実や勤労……

○中川商工観光労働部長 ちよつと待つて。

先生方、今、説明している資料、おわかりでございましょうか。補足資料、財団等の経営状況説明関係の補足資料でございます。

○大谷労働雇用課長 済みません。目的は以上でございます。

施設は、地下1階地上6階建てで、ホール、会議室、宿泊、レストラン等の機能を有し、土地は県の所有、建物は、財団6割、県が4割の所有となっております。

基本財産は1億円で、県の出資が7,000万円、残りが熊本市の3,000万円となっております。

続きまして、別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、3ページの平成22年度事業の状況でございます。

(1)の情報提供事業につきましては、国、県等の労働関係の施策と……(発言する者あり)よろしいでしょうか。(1)の情報提供事業といたしまして、国、県等の労働関係の施策等の広報を行いますとともに、雇用・能力開発機構と連携いたしまして、勤労者への職業情報等の提供をしております。

また、(2)の教育・研修事業や、飛びまして(4)の教養・文化事業につきましては、企業や団体が行います会議、研修あるいは講演会、学会等に対しましてテルサホールや会議室等を御利用いただいているところでございます。

さらに、(3)の健康増進事業につきましては、勤労者の健康増進のためのフィットネスクラブなどの運動施設を提供しているところでございます。

次に、4ページでございます。

(5)の熊本テルサ運営事業といたしまして、宿泊、レストラン、婚礼、宴会などにおいて県民に各種のサービスを提供しており、サービスの質の向上に力を入れているところでございます。

2の熊本テルサの管理に関する事業といたしましては、施設の維持管理等の管理事業を行っております。

次に、5ページでございます。

施設の利用状況を示しております。22年度は、約44万人の方々に利用していただいたところでございます。前年度に比べますと、婚礼やフィットネスクラブが減少し、全体では1万8,000人の減少となっております。特に婚礼につきましては、7,200人から3,289人に半減しておりまして、これは近隣に新たな結婚式場が立地したこと等によるものと見ております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

22年度の現金の収支を示す収支計算書でございます。真ん中の本年度の決算額の欄でございますが、収入の部では1の基本財産収入、2の事業収入等合わせまして当期の収入合計8億600万円余でございます。

一方、支出の部でございますが、1の事業費、2の管理費等と合わせまして、当期支出が8億4,000万円余となっております。

当期の収支差といたしまして、現金ベースで約3,500万円余の支出の超過となっております。

続きまして、7ページをお願いします。

22年度の正味財産増減計算書でございます。正味の財産の増減を示すもので、企業会計における損益計算書に当たるものでございます。経常収益は、前年度1億円以上減の8億600万円余となっており、経常費用については、8億5,900万円余となっております。これにより当期の経常増減額、いわゆる利益は5,300万円余の赤字となっております。この赤字の原因は、新たな婚礼施設の立地等による競争激化に営業戦略が十分対応できなかったことにより、婚礼関係の利用者が半減し、売り上げが1億近く減少したこと等によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

22年度の貸借対照表でございます。

Iの資産の部でございますが、流動資産が8,300万円余、2の固定資産が4億7,300万円余でございます。これにより資産合計は5億5,700万円余となっております。

IIの負債の部ですが、流動負債は3,900万円余、IIIの正味財産の部ですけれども、本年度の赤字を含めまして累積赤字が約1億1,140万円でございますが、正味財産は5億1,700万円余となっております。

9ページをお願いします。

財産目録ですが、これは、ただいま説明しました貸借対照表について、詳細な内訳明細を示したものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

ここからは、23年度の事業計画でございます。

平成23年度におきましても、平成22年度と同様に勤労者の福祉向上を図ることを目的に職業等の情報提供や、14ページになりますが、熊本テルサ運営事業など、昨年と同様の各種事業を行う予定でございます。ただ、事業の実施に当たっては、経営健全化を進めるため、売り上げ目標の設定と営業強化による売り上げの拡大や、経費の全面的な見直しを進めております。特に昨年度の赤字の大きな原因の婚礼部門につきましては、営業戦略を全面的に見直し、結婚情報誌の広報や営業依存から独自の広報やイベント戦略の展開、職員を全員セールスなどに転換し、9月末現在で昨年度の1年分、36件でございましたけれども、昨年度の実績並みの35件、現在の段階で確保しております。

また、会議、研修や宴会、宿泊部門についても、営業や企画強化等により売り上げが伸びておりまして、8月末現在の全体売り上げで前年度同期比2,000万円のプラスとなって

おります。これに経費の全面見直しによる経費削減効果を加えると、かなりの経営改善を見込めると見ております。

なお、今後につきましては、現在の取り組みを踏まえまして、現在策定を進めております新たな中期経営計画にのっとり、引き続きサービスの向上や収益率の向上並びに経費の節減に、なお一層取り組んで経営の健全化を進めてまいることとしております。

15ページをお願いいたします。

23年度の収支予算書でございます。

本年度の予算額の欄ですが、まず収入の部は、各部門の営業強化等により今年度の当期収入合計は9億7,000万円余を見込んでおります。

次に支出の部ですが、3の固定資産取得支出でホールの改修費等2,050万円を計上しており、これも含めて当期の支出は9億6,300万円余となっております。

以上が、財団法人テルサの22年度決算及び23年度の事業計画でございます。

続きまして、財団法人熊本県雇用環境整備協会についてでございます。

説明資料の18ページ、報告第10号財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出でございます。

これについても、概要については別添の財団の概要に基づいて説明させていただきます。

財団は、平成3年に人材の確保・育成・定住促進に寄与することを目的に設立されたもので、基本財産は1億円、県の全額出資によるものですが、運用財産の28億円は、県や国、市町村、企業等から出資いただいたものです。

続きまして、別冊の経営状況を説明する資料で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。（発言する者あり）財団法人熊本県雇用環境整備協会でございます。3ページをお願いいたします。

平成22年度に実施しました事業を記載しております。

まず、1の地域雇用の推進でございますが、Uターン就職者等に助成を行うとともに、県内就職希望者に対してパソコンやホームヘルパー2級及びコールセンターの専門職員の養成などの講座を開催しております。

4ページをお願いします。

次の(3)のふるさとハローワーク就職支援事業ですが、県内就職希望の高校生や保護者への企業説明会や企業見学会を実施し、高校生と地場企業のマッチングを推進しました。さらに、高校生の職業観の醸成や就業意欲の向上を図ることを目的にセミナーを実施しますとともに、くまもと職業人図鑑は高校生等にさまざまな職業人を紹介し、職業観の育成を推進しております。

次に、5ページをお願いいたします。

2の若年者雇用の促進でございますが、まず(1)のジョブカフェサポート事業では、若年者の就職支援として就職相談や紹介等を一体的に行うジョブカフェくまもとの管理運営をいたしております。

次に、(2)の若年者地域連携事業ですが、フリーターを含む若年求職者を対象とした自己PRや面接技術の研修や企業面接会を実施しますとともに、働く若者のハンドブックの発行など、若年者の職業観の醸成を図ったところでございます。

また、(3)の中小企業雇用情勢対応人材支援事業ですが、ホームページによる県内企業の情報発信や合同企業説明会の開催、県内企業を回るバスツアーの実施など、県内企業と大学生等のマッチングをする事業を実施しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成22年度の収支計算書でございます。

まず、決算額のうち事業活動収支の部ですが、事業活動の収入としては、基金の運用

収入と受託事業収入合わせまして1億1,400万円余となっております。一方、事業活動支出につきましては1億300万円余で、差し引き当期の事業活動の収支差は1,100万円余のプラスとなっております。

次に、投資活動収支でございますが、有価証券の買い替えや備品購入で400万円余の支出超過となっております。

7ページをお願いします。

これを合わせまして、当期収支差は700万円のプラスとなっております。

続きまして、8ページの正味財産増減計算書でございます。

正味の財産の増減を示すもので、企業会計の損益計算書に当たるものです。

まず、1の経常増減の部ですけれども、経常収益は1億1,400万円余、経常費用は1億300万円余となっており、差し引き1,100万円余の増となっております。

経常外増減の部ですけれども、経常外収益は、有価証券の償還益等が7,200万円余、経常外費用として、有価証券の評価損等で4,400万円余、差し引き経常外増減額は2,700万円余となっております。この結果、いわゆる当期利益である当期一般正味財産増減額は3,800万円余でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

平成22年度の貸借対照表でございます。

資産の部ですけれども、資産合計が30億700万円余となっております。

負債の部ですが、流動負債が3,500万円余、正味財産は30億400万円余となっております。

11ページをお願いします。

平成22年度の財産目録ですが、先ほどの貸借対照表の細かい内容を記載しております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

ここから平成23年度の事業計画でございます。

すが、本年度は若年者向け支援と中小企業支援の2つに重点を置いて事業を実施することとしております。

まず、1の若年者向け支援では、引き続きジョブカフェくまもとの運営を行いますとともに、総合的なキャリア形成の支援を行うことを目的に、高校生や大学生等だけではなく、保護者や進路指導担当者を対象とした進路選択や職業理解のためのセミナー等を実施するものでございます。また、若年者地域連携事業では、労働局から委託を受け、若年者に対する職業意識の形成支援や内定者や若手社員に対するセミナー等を開催しております。

18ページをお願いします。

(5)のふるさとハローワーク就職支援事業においても労働局から委託を受け、各種資格取得のための講座や高校生向けの就職対策セミナー、合同企業説明会等の開催等に取り組むこととしております。

次に、2の中小企業支援でございますけれども、Uターン費用の助成事業を引き続き実施しますとともに、若者と中小企業とのネットワーク構築や企業人材確保の支援のため、企業説明会の開催や企業の人事担当者や若手社員を対象とするセミナーを開催することとしております。

次に、20ページをお願いいたします。

平成23年度の収支予算書でございます。

まず、1の事業活動費につきましては、財産運用収入と受託事業収入を合わせて1億1,600万円余で、事業活動支出については1億3,400万円余となっています。事業活動の収支差額につきましては、マイナス1,800万円余でございますが、繰越金を取り崩しまして積極的に事業に取り組むこととしております。

以上で、雇用環境整備協会の22年度の決算及び23年度の事業についての説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

○吉永産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、説明欄にあります新規事業の技能士育成プロジェクト事業につきまして、406万1,000円の補正をお願いしております。この事業は、緊急雇用創出基金を活用しましてものづくり事業所の後継者育成を目的に県技能士会連合会所属事業所に委託して実施しますが、失業者等を雇用し技能士の資格取得に必要な研修等を実施するものでございます。

なお、先ほど労働雇用課長からあわせて説明がありましたが、この事業は、事業期間が平成24年度までの2カ年に及びますので、債務負担行為の追加設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

委員会説明資料の5ページをお願いいたします。

工鉱業振興費の工業振興費でございますが、説明欄に記載がありますとおり、現場工程改善等アドバイザー設置事業といたしまして、643万円の補正をお願いしております。この事業は緊急雇用創出基金を活用しまして、県内企業の工程改善を通して競争力の強化を支援するためのアドバイザーを設置するものでございます。

予算は以上でございます。

続きまして、委員会説明資料19ページでございます報告第11号株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況につきましては、別冊の経営状況説明書類によりまして説明いたしたいと思っております。テクノインキュベ

ーションセンターの経営状況の冊子でございます。よろしゅうございますか。

1ページをお願いいたします。

事業の概要でございますが、テクノインキュベーションセンターは、平成12年4月に新事業創出促進法に基づきまして、県と独立行政法人の中小企業基盤整備機構との共同出資によりまして設立された株式会社でございます。益城町のテクノリサーチパーク内の賃貸型の事業所、いわゆる貸し工場を建設して運営する第三セクターでございます。4棟11室の貸し工場を運営しておりますが、入居状況につきましては、平成23年3月31日現在、全11室すべて入居中でございます。現在も同様の入居状況でございます。

2ページをお願いいたします。

会社の概況でございますが、2ページから3ページにかけて記載をしております。施設の概要は、先ほど説明した11の部屋につきまして1万3,700平米の土地に3,100平米の建屋がございます。

それから、役員等の就任状況につきましては、3ページの⑥の記載の表のとおりでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。売り上げは、不動産賃貸収入約4,402万円に対しまして、経常利益は中段になりますが、812万1,000円余でありましたが、昨年度に引き続きまして、出資金の時価評価に伴う評価損を計上いたしておりますので、当期純損失が約1,121万7,000円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。土地、建物等を合わせまして、左下に記載しておりますが、総資産10億7,700万円余でございます。なお、借入金はございません。

続きまして、10ページをお願いいたしま

す。

23年度の事業計画でございます。平成23年度の事業計画と収支計画でございますが、事業計画につきましては、引き続き着実な賃料収入の確保に努めるとともに、県内の産業振興育成を支援するための情報提供と側面支援にも力を入れていくことといたしております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、引き続き満室の予定でございます。不動産賃貸収入4,540万円を計上し、経常利益として658万円を予定いたしております。税引き後の純利益で、163万円の黒字を見込んでおるところでございます。

以上をもちまして、簡単でございますけれども、株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況の説明を終わらせていただきます。

それから、もう1つ経営状況の報告でございます。

委員会説明資料の方は20ページになりますが、これも別冊の方で説明させていただきます。

報告第12号の財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況でございます。よろしゅうございますでしょうか。

財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況でございますが、こちらの方も別冊になります。1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

同センターは、経済産業省が平成4年に創設いたしました産炭地域活性化事業費補助金制度に基づきまして、平成6年12月に設立された公益法人でございます。

1ページの中ほどに記載をいたしておりますが、旧産炭地域の振興のために設立いたしました産炭地域活性化基金につきましては、10億円の基金を造成しておりますが、制度の

改正によりまして、平成19年度から5年間で使い切ることを条件として取り崩しが可能になっております。今年度は、取り崩しが可能な最終年度になりますので、財団の方では適切かつ効率的な執行に努めているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

事業概要でございますが、特別会計ごとに説明をいたします。

産炭地域活性化基金につきましては、平成22年度では1億2,000万円の取り崩しを行い、自主事業として地域振興を担う人材育成のためのまちづくり人材育成事業や、ふるさと情報紙の発行を行いますとともに、補助事業といたしまして、表がございまして、表中にございます万田坑オープニングイベント等5件の助成を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

産炭法の失効に伴いまして創設いたしました新産業創造等基金につきましては、これも10億円の基金が造成されておりますが、この基金も取り崩し可能な基金でございます。平成22年度は、取り崩しを行っておりません。平成22年度は、産業育成を目的としたコーディネーター委嘱業務の実施のほかに、企業誘致等事業として2件の助成事業を採択しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成22年度の収支につきましては、資金収支計算書総括表の合計欄を、右端になりますが、合計欄をごらんください。当財団は、一般会計のほかに3つ特別会計がございまして、事業活動収支は、右端欄、事業活動収入合計の833万6,000円余に対しまして、事業活動支出は1億2,200万円余でございますが、投資的活動の部で1億2,000万円余の基金取り崩しを行っておりますので、下の方になり

ますが、当期収支差額は632万円余の黒字となります。前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、一番下になりますが、2,152万円余の黒字となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございますが、主な増減といたしましては、表中の下段の方になりますが、指定正味財産増減額の欄をごらんいただきたいと思っております。

先ほど説明いたしました基金の取り崩しのほか、特定資産の評価損約970万円等がございまして、期末の残高は10億6,600万円余となっております。

9ページの方に貸借対照表を掲げておりますが、見ていただきますと、資産合計の欄で11億2,000万円余となっております。

その後、12ページから27ページまでは、各会計ごとの計算書等を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

平成23年度の事業計画につきましては、資料の28ページから36ページに記載してございます。引き続き新事業創出支援推進事業のほか、自主事業及び助成事業を行い、産炭地域活性化基金につきましては、今年度が取り崩し最終年度でございますので、積極的な活用を行いまして、地域の振興のために事業を推進していくことといたしております。内容の詳細については、説明を省略させていただきます。

32ページをお願いいたします。

収支の予算でございますが、表中の中段になりますが、産炭地域活性化基金及び新産業創造等基金と合わせまして3億円の取り崩しを行い、3億1,500万円余の事業で自主事業及び助成事業を行うことといたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法

人荒尾産炭地域振興センターの経営状況の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 企業立地課から3件でございます。

まず、経済常任委員会説明資料6ページをおあけいただきたいと思っております。

議案番号第28号財産の処分について御説明させていただきます。

今回処分する財産につきましては、くまもと臨空テクノパークの土地の一部でございます。所在地は、上益城郡益城町大字小谷字西高遊2083番7外7筆でございます。面積は11万9,592平方メートル、約12ヘクタールでございます。処分の相手方は、京都に本社がございます。これにつきましては、6月議会で御報告いたしましたけれども、大日本スクリーン製造株式会社でございます。処分の目的は、同社の工場用地として処分するものでございまして、処分の予定価格は16億570万円でございます。

概要について御説明いたします。委員会資料7ページをごらんください。

まず(1)でございますけれども、処分する財産の概要でございますが、くまもと臨空テクノパークは、上益城郡益城町大字小谷地内に所在いたしております。全体面積は約24ヘクタールの工業団地を県が整備したものでございます。事業費は、30億円から33億円を見込んでおります。事業費に幅がございますのは、現在取り組んでおります通称第2空港線から本パークへ進入するための交差点の改良事業の経費が確定していないことによるためでございます。

詳しい場所につきましては、委員会資料8ページをごらんください。

熊本空港に隣接するなど、立地条件に恵まれた工業団地でございます。

各配置につきましては、9ページのとおり

でございます。A及びBの2区画と道路、調整池、広場の公共施設で構成されております。今回売却いたしますのは、A区画及び公共施設の約12ヘクタールでございます。

資料7ページにお戻りください。

(2)のくまもと臨空テクノパークに関するこれまでの経緯でございますが、平成20年8月に大日本スクリーン製造株式会社と立地協定を締結いたしました。協定の内容につきましては、残地全体を活用しまして、半導体、液晶、印刷機器等の製造装置のための工場建設に向けて総額500億円を投じ、1,500人の雇用を創出する計画でございました。

ところが、平成21年2月に、リーマン・ショックに起因いたします業績悪化のために、本県進出計画を凍結いたしました。業績が回復いたしましたことから、本年6月に本県への進出計画の凍結が解除されました。その後、同社と土地の分譲に関する協議を進めまして、先月、合意に至ったところでございます。

(3)の今回の財産処分の考え方としましては、同社から、当パーク全体を活用した進出計画に変更はないもののA区画を先行して取得して、B区画につきましては状況等を判断して時期を決定したいと申し出がございまして、県といたしましては、A区画を活用した工業立地が早まるのであれば、段階的分譲もやむなしと判断いたしました次第でございます。

分譲の価格につきましては、取引事例比較法による時価評価をもとに算定いたしまして、財産審議会へ諮問の上、決定しております。B区画を含めた団地全体の処分予定価格は34億2,570万円でございます。

なお、A区画における事業計画は、平成20年8月に締結いたしました立地協定の第1期に対応しており、投資額100億円、雇用300人が予定されております。業種や操業時期など、事業計画の詳細につきましては、現在、

同社におきまして検討が進められておるところでございます。

(4)の今後の予定でございますが、まず、今回分譲するA区画を活用した早期操業に向けまして、地区計画策定など工場建設のための必要な法手続を進めますとともに、B区画の早期分譲に向けた協議を継続することといたしております。

議案番号第28号財産処分につきましては、以上でございます。

続きまして、同じく委員会資料10ページの議案番号第29号財産の取得でございます。

今回取得します財産は、新たに整備を予定している工業団地、菊池テクノパークに要する用地でございます。所在地は、菊池市旭志川辺一東沖969番外90筆でございます。面積は22万1,116.85平方メートル、約22ヘクタールでございます。取得の相手方は52名となっております。取得の目的は、工業団地整備事業の用地でございます。取得の予定価格は7億9,355万1,875円でございます。

概要について説明させていただきます。11ページをごらんください。

(1)取得を予定している財産の概要でございますが、菊池テクノパークは、今申しましたように、菊池市旭志川辺地内に所在いたしておりまして、規模は約22ヘクタール、事業費は約20億円から23億円を予定しております。

詳しい位置につきましては、12ページ及び13ページをごらんください。

現在詳細を設計中でございますので、事業費は確定いたしておりません。

11ページにお戻りください。

(2)の整備の目的でございますが、本県では、くまもとの夢4カ年戦略、あるいは熊本県産業振興ビジョンに沿いまして、本県のリーディング産業、半導体関連や自動車を含む輸送機器関連企業に引き続き重点を置いて、企業誘致を行うこととしております。

しかし、県営の工業団地は平成20年度に整備したくまもと臨空テクノパーク、今御説明申し上げました臨空テクノパークでございますが、分譲のめどが立ったために20ヘクタールを超える区画を有する団地、大規模な団地がない状況でございます。今後、新たに大規模工場を受け入れるために、新規の工業団地を整備するものでございます。

(3)これまでの取り組みでございますが、平成20年度から調査を始めまして、平成23年度、今年度に用地交渉、詳細設計、それから財産審議会の答申を得ておるところでございます。

(4)取得の予定価格でございますが、土地代は約6億6,000万円、坪当たり9,865円でございますが、91筆、契約者数47人でございます。土地につきましては、取引事例比較法に基づき算定しまして、財産審議会へ諮問の上、決定いたしております。

補償につきましては約1億3,000万円、契約者数37名でございます。補償費につきましては、熊本県の土木工事の施工に伴います損失の補償基準により算定いたしております。また、主な補償物件は、立木補償、畜舎・倉庫の移転補償でございます。

(5)の今後の予定でございますが、今議会の議決をもちまして、用地取得の本契約となりまして、本年12月末に土地の引き渡しを完了し、本年度第4四半期に造成工事に着手することを予定しております。分譲開始は、平成25年度当初を予定いたしております。

よろしく御審議のほどお願いします。

それから、もう1件でございますが、お手元の資料に、3ページの紙です。県有地信託の事務処理状況を説明する書類というのがお手元にあると思いますが、これに基づきまして、3ページのホッチキスでとめた資料がございまして、それに基づきまして説明させていただきます。

信託財産につきましては、1ページをごら

んいただきます。

信託の概要につきましては、記載のとおり熊本市花畑町12番26の県有地約747平米に、県と住友信託銀行との間で昭和61年10月に県有地信託契約を締結しておりまして、現在の土地所有者は住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けた住友信託銀行が、当該場所にオフィスビルを建設いたしまして、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入等から諸経費及び信託報酬等の管理経費を差し引き、利益が出た場合は信託配当金として県に納付するものでございます。

事業実績につきましては、1ページの2、第25期事業実績報告書に記載しております。それに書いてございますが、概要に記載のとおり賃貸収入等合計5,253万1,287円の収入に対しまして、1,426万2,736円の支出を行った結果、信託利益金として3,826万8,551円を計上いたしました。

信託利益金は、借入金等返済金相当額として1,933万円余、大規模修繕費として660万円余、修繕積立金として529万円余、敷金等返還準備金として300万円を信託元本に組み入れまして、400万円を県への配当金に充てたところでございます。

(2)の当期の損益計算書でございますが、収入は右側の欄の記載のとおり、賃貸収入4,526万円余とその他の合計で5,253万円余でございます。支出は、借入金利息以下、計1,426万円余で、信託利益金が、先ほど申しました3,826万円余でございます。

2ページをお願いいたします。

(3)は、第25期信託利益金処分計算書でございます。

信託利益金は信託契約に基づき処分を行いますため、借入金等元本返済金相当額及び資本的支出の額といたしまして2,597万円余、修繕積立金として529万円余、敷金等返還準備金として300万円を元本に組み入れ、400万

円を配当といたしました。先ほどお話ししたとおりでございます。

(4)につきましては、信託建物の改修工事の報告でございます。

当建物は、建築後22年経過しておりまして、オフィスビルとしての機能の保全のために改修工事を施行しております。内容は、そこに書いてございますとおり、受変電設備高圧機器更新工事及び駐車場の設備改修工事でございます。

(5)第25期の貸借対照表でございますが、現金が3,680万円余、借入金残高は1億806万円余となっております。

3ページをお願いいたします。

3ページが第26期の事業計画でございますが、信託財産の管理、運用は、信託契約に基づきまして引き続き住友信託銀行が行います。

収支計画は、収入で4,509万円余の賃料収入が見込まれており、主に元本返済金及びその他の管理費に充てるよう予定いたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂本くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

報告第14号議案といたしまして、一般財団法人熊本県伝統工芸館に係る経営状況を説明する書類について、御説明をさせていただきます。

まずは、大変申しわけございませんが、補足資料で最初にお配りをしている資料があるかと思いますが、それについて、各法人の概要等について簡単に御説明をさせていただきます。その5ページでございます。よろしいでしょうか。

この法人は、熊本県伝統工芸館の管理運営財団として昭和57年6月に設立されております。また、公益法人制度改革によりまして、

昨年11月1日付で一般財団法人へと移行しております。

さらに、資料の最下段でございますけれども、指定管理について記載をさせていただいておりますが、平成18年4月からは、県伝統工芸館の指定管理者として施設の維持管理等に加え、県の伝統的工芸品、産業の振興及び発展に必要な展示会事業や後継者育成のための伝統工芸養成講座事業等を実施しております。昨年度、第2期の指定管理者選定を行いまして、本年度より5年間、再度指定管理者に選定されたところでございます。第2期指定時におきましては、変更点を書かせていただいておりますけれども、また後ほど御説明させていただきますが、利用料金制の導入や展示即売室を直営化するなど、当法人のモチベーションが高まるような形の変更をさせていただきますいております。

それでは、また、申しわけございませんが、別冊資料で関係する書類というのが、伝統工芸館の書類があるかと思っておりますが、そちらの方で御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

別冊資料の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。

県伝統工芸館の22年度の延べ利用者総数は、長引く景気低迷や夏場の猛暑等の影響によりまして、約14万9,000人という低い水準となっております。

また、3ページでございますけれども、各展示室、会議室の貸し出し状況を示しておりますが、ごらんのように1階展示室、2階展示室、和室等の各展示室は、年間を通しまして高い利用率となっております。

4ページから11ページまでは、事業内容についての説明となっておりますが、総括して御説明をさせていただきたいと思っております。

常設展示室や1階展示室における企画展示を初めといたしまして、展示室などの使用許可に関する事業、伝統工芸館の広報や情報提

供、伝統工芸人材育成のための伝統工芸養成講座事業等の伝統工芸普及啓発事業等に取り組んでいるところでございます。

次が、12ページから26ページまででございますが、平成22年度の収支決算書類でございます。

先ほど申し上げましたように、公益法人制度の見直しによりまして、一般財団法人へ移行したことになりましたことから、昨年度は10月末と3月末に2回決算を行っております。

そこで、まことに申しわけありませんが、22ページから26ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、2つの決算書を統合させたものを参考として添付させていただいております。正式な決算書ではございませんが、年間の収支としては、こちらの方がわかりやすいかと思いたしましたので、この資料をもちまして御説明させていただきたいと思っております。

22ページでございます。

平成22年度収支計算書についてでございますが、平成22年度の事業活動収入決算額は9,500万円余となっております。主な内訳としては、指定管理委託料が8,300万円余、緊急雇用基金事業を活用したホームページ拡充事業の委託料450万円余となっております。事業活動支出決算につきましては、中ほどに記載のとおり約1億4万円となっております。給料手当、福利厚生費など人件費や光熱水費、清掃委託料等の管理運営経費が大部分を占めております。一番下段の方に、投資活動収支も含めた財団の当期収支差額は、LED照明の切りかえ等によりまして、約229万円の赤字となっております。前年度からの繰越金も含めまして、次期繰越収支差額673万円余を平成23年度へ繰り越ししております。

今後も経費節減を図り、適正な運営管理に

努めてまいりたいというふうに考えております。

27ページから32ページまででございますが、23年度の事業計画でございます。

28ページをごらんいただきたいと思いますが、今年度につきましては、岡山県の備前焼展や福岡・久留米絨展など、九州新幹線全線開業を記念した企画展を行うとともに、九州では初めての巡回展となります日本金工展も先月まで開催したところで、盛況に推移しております。これ以外にもさまざまな事業を展開いたしまして、本県の伝統にはぐくまれた伝統的工芸品、産業全般について、その振興、活性化を図るように努めていくことといたしております。

33ページをごらんください。

23年度の収支予算につきまして、御説明をいたします。

前年度までの大きな変更点につきましては、冒頭説明させていただいておりますが、一般財団法人に移行しまして、財政基盤を強化する必要がありますことから、利用料金制の導入と展示即売会の運営を熊本県伝統工芸協会からの委託から本法人への直営に切りかえております。

指定管理事業欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、③のところでございますが、受取指定管理料に記載しておりますように、昨年度8,343万円ありました受託金収入が、本年度は7,300万円と昨年度より約1,000万円ほどの減額となっております。そのかわりに、利用料金収入としまして、④の事業収益欄がございますけれども、950万円を入場料等として計上をさせていただいております。さらに、ショップ事業欄を新たに追加させていただいております。また、販売手数料収入1,400万円など事業活動収入1,550万円を計上いたしております。また、展示即売会の人件費等の総経費等約1,406万円を事業活動支出として計上

いたしております。

指定管理者として、限られたコストの中で効率的・効果的な管理運営を行うため、これまで以上にコスト削減の努力を行う一方、利用者にとってさらに魅力ある事業展開を図り、より多くの方々に利用していただけるシステムづくりに努めさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 説明資料の2ページで雇用対策費ということで、新卒及び卒業後3年以内の未就職者の雇用と職場実習の実施に要する経費が出されております。これは具体的にはどういうことをやられるんですか。

○大谷労働雇用課長 この事業につきましては、本年度も事業をやっております。事業の中身といたしましては、今年度3月末までに就職活動をしなくてもなかなか決まらなかった方を、地元の中小企業に就職していただくための支援事業と、卒業した後お仕事につかれなかった方も含めた形の事業になります。

そういうことで、4月1日からできれば雇いたいということで、今年度12月ぐらいに契約をいたしまして、広報いたしまして、4月1日から新卒者とあわせて雇用して、実際正職員に将来はなっていたといたくということを支援する事業ということになります。

○鎌田聡委員 来年の4月1日からということ、今からそういった実施を。

○大谷労働雇用課長 広報活動とか募集を1月、2月から進めたいということで債務負担

行為をお願いしております。

○鎌田聡委員 実際どのくらいの該当者というか、募集を……。

○大谷労働雇用課長 今年度事業で一応100名ほど枠をつくりまして、45名ぐらいの応募が 있습니다。これは募集時期が4月以降になったものですから、なかなか応募が少なかったということで、今年度につきましては、最終的に今年度卒業される方で就職が決まらなかった方の受け皿も含めてやろうということで、一応50名を枠としてお願いしたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 前年度は枠に達していなかったんですかね。せっかくの事業ですから、しっかりと周知した上で、そしてまた対応をお願いしたいと思いますが、あわせて、これは基金の活用事業だと思いますけれども、この基金はどのくらい雇用関係は残っているんでしょうか。

○大谷労働雇用課長 まだ精査をしておりますけれども、最終的に執行残とかその辺が10億近くになるかと思っております。それと、第3次補正があれば、またかなりの積み増しということになるかとは思っております。

○鎌田聡委員 まだ現時点でも若干、執行残含めて残る可能性もあるということですが、ただ、雇用環境が非常に厳しい環境であると思いますので、ぜひあらゆる手を尽くしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御努力をよろしくお願いしたいと思います。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。荒木委員。

○荒木章博委員 前回は27社で44名ですか。そうすると、約100名の応募があったということですか。

○大谷労働雇用課長 本年度につきましては、一応100名の募集したわけですが、ちょっと募集時期が悪かった部分がありまして、最終的には委員が言われる44名を雇っております。

○荒木章博委員 次回、この債務負担では、50名ということで計画をしています。今、鎌田委員が言われるように、この事業は、今回は27社のところに配属されておるわけでしょう。そこで、できればそこに就職を、預かりとしては1年ですか。だから就職をして、その子たちができるだけ普及するために、緊急雇用創出の中での基金ですから、やっぱりこういうものは、今口頭で言われたように企業間と、受けと入りがいるわけですが、やっぱり積極的に卒業者というんですか、就職者について努力をなさるといのは大変なことだというふうに思うんですよ。だから、その50人の枠というのに限られたのは、考え方としてどんなところで。それだけ予算が余っているとすれば、もっと大きな規模の予算をつけるべきじゃなかったの。

○大谷労働雇用課長 本当を言えばもう少し欲しいところだったんですけども、基金事業につきましても、来年度以降もある程度継続しなければいけない事業も結構ございます。そのこともありまして、一部執行残については24年度も使えるようになっていきますので、その一部を残したいと。その状況を見ながら、この枠については、また必要な場合については拡充をお願いしたいというふうに思っています。

○荒木章博委員 それはわかるんですけども、50人というところじゃなくて、この雇用情勢の中で考えれば倍ぐらいの規模で取り組んでいいと思うんですよね。ただ、企業が27社というその申し込みですよ、それが27社しかなかったのか、もっとあったのか、それとも、また今後取り組む場合に、50人の受け皿としてかなりの規模があるのか、そこあたりは県と企業との連携というのが、やっぱり一番大事だと思うんですよ。そこあたりはどうですか。

○大谷労働雇用課長 27社ではなくて、希望社は50社近くございました。ただ、その会社を希望される学生さんないしは未就職の方がなかなかいらっしゃらなかったというところで、ちょっとミスマッチが発生しております。その辺についてが、来年度以降の課題だと思っています。未就職者とか卒業される方への広報活動ないしは誘導については万全の体制をとっていきたいというふうに思います。

○荒木章博委員 だから、そのミスマッチというか、多くの人たちにそういう、やっぱりそういうところに行きたくないと思っても、やっぱり行きたい人たちも中にはいると思うんですよ。だから、そういうところをやっぱり精査して、皆さんに広報を広げていくということも大事じゃないかなというふうに私は思いますので、もう答弁は要りません。今後やっぱりそういう取り組みが、せっかく雇用創出の基金があるわけですから、そういう就職のできなかった、そういう子供たちや環境のなかった子供たちに対しても、県の方が企業と取り組んで十二分に精査をしていただきたい、こう思って要望しておきます。以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。鎌

田委員。

○鎌田聡委員 工業団地菊池テクノパークの用地取得ということでお話がありましたけれども、今後やっぱり企業誘致を進めていくために、こういった準備を進めていくことはいいと思いますが、これはかなり大規模工場の建設を可能にするということでありまして、そのための団地整備ということでありまして、大体当てとしてあるんでしょうか。

○渡辺企業立地課長 この菊池テクノパーク、この場所に工業団地を選定した理由といたしまして、半導体関連産業というのは熊本は非常に集積いたしておまして、その中で本県のリーディング産業としても確固たる地位を保っておるという中で、20ヘクタール以上のまとまった土地というのは、我々はいつも企業の方とお話しする中で常に必要とされておるということで、売却可能性が非常に高い地域であると認識しております。

さらに、現時点での進出企業は具体的にどうかということですが、今造成を始めたばかりなので、今後パンフレット等を作成しながら、企業等の展示会等に赴きまして積極的なPR、プロモーション活動をしていく中で、ターゲット企業を定めていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 かなり大規模な造成になりますので、ぜひ成果が出るように取り組んでいただきたいと思いますけれども、実際、今県の関係する県内における工業団地の状況、どのくらい空き状況といますか、その辺を少し教えていただきたいんですけれども。

○渡辺企業立地課長 現在、県が所有しております県営工業団地が長洲の名石浜工業団地を含めて7件ございます。総面積が544.4ヘクタール、そのうちまだ売れてない残が54.7

ヘクタールということで、9割は売却済みということで、10%が未売却という状況でございます。

○鎌田聡委員 この未利用の部分についての取り組みも、今も進めていらっしゃると思いますけれども、状況はどうかということとあわせて、ちょっと前だったですかね、見に行ったのが白岩ですかね、あそこは結局どうなったのかなと思ってですね。全体的な話とそこの話を聞かせていただきたいと思います。

○渡辺企業立地課長 未売却土地につきましても、いろんな手を打ってしまして、3年ぐらい前にいろんな見直しをしてしまして、いわゆる市場価格として非常に高い土地につきましては引き下げしたり、あるいはリース制度を導入したりというふうにしています。そのおかげをもちまして、今委員がおっしゃいました白岩産業団地につきましても、そのリース制度導入のおかげで2件ほど新たな企業が立地しておるという状況でございまして、効果が上がっておるんじゃないかというふうに考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。ぜひ、あらゆる手を打って、こちらも頑張っていたきたいと思います。特に菊池の関係ですね、これはかなり広大な土地の開発になりますので、きちんとその結果が出るように、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○荒木章博委員 伝統工芸館について、ちょっとお尋ねします。それとテルサについてですね。

今、説明を聞いておりますと、リーマン・ショックを初め高齢者、また猛暑の関係で利用率が減ったというふうに言われております

けれども、平成14年からずっと右肩下がりで本年度までまいっております。そして、これは都度都度、経営努力をされているということだと思えますけれども、こういった中で紀州展をして非常に好評を得たということを知っておりますけれども、そうなる見込みとしては少し上がっていきますかね。

○坂本くまもとブランド推進課長 先生御指摘のとおり、昨年の企画展示等が方寸とか、ものすごく専門的な展示だったものですから、一般の方に少し馴染みにくい展示ではなかったかなと。今回は備前焼だとか久留米緋だとか、ものすごく熊本の方にも馴染みの深いものでございますし、それと金工展ということで、全国持ち回りでやっているような大きなイベント等も誘致をいたしましたので、そういう意味ではかなりふえるのではないかなと。現在、対前年度比でもかなり伸びております。そういう努力をしてみたいと思っております。

○荒木章博委員 伝統工芸館というのは、私も竹細工をつくったりとか、20数回ぐらい利用することができて、非常に市民の人には親しみやすく、また取り組むことができるんですよ。ですから好きな者は好きで行くんですけども、何回もリピートで行くんですけども、初めての人たちがこの伝統工芸館に出会うというのは、非常に少ないと思うんですよ。そういうところを取り入れて、やっぱり広報宣伝あたりも学習の中で、各学習会の発表の中でもこういう広報宣伝を入れられることも大事じゃないかなと思っています。また教育問題については、小中学校の不登校対策にも非常に寄与している場所だというふうに私も感じておりますので、やっぱり、より多くの取り組みをされるべきだなと思っております。

あわせて、これは観光課も含めた、ブラン

ども含めた、例えば来年の7月20日から9月2日まで加藤清正展をやり、また今月末だったか11月末だったか、ここの県庁大会議室で清正公のシンポジウムみたいなものをやる、そしてまた4月には大々的なシンポジウムをやる、そしてまた9月1日には徳川家の御三家の紀伊家の初代の頼宣公の妻・あま姫、これは清正公のお嬢さんですけれどもね、そういった方について団体が講演会をしようとしている。そういった中で、やっぱり韓国との取り組みというか、朝鮮との取り組みというのは、やっぱり陶器で有田焼とか上野焼とかそういうものを築いています。やっぱり県が前回、1,800万だったかな予算を計上して、清正公展、激動の三代展をやった。今回は大々的に熊日さんの70周年記念事業、RKKさんそして県、あわせて大々的にやられるわけですけれども、そういった中で先駆けて、陶器とかそういうものを取り組むとか、やっぱり清正公ゆかりのいろんな、唐辛子とかを含めた、食材から含めて、食材は伝統工芸館には馴染まないかもしれないけれども、そういう伝統的な朝鮮通信使等の流れとか、そういうものの展示とか、また工作物とか、韓国の人を呼んで工作物をつくるか、400年前はこうだったんだと、文禄・慶長の役のときはこうだったんだと、そういう魅力ある、県民が関心のあるものを啓発していくためにやる考えはないだろうかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○坂本くまもとブランド推進課長 委員がおっしゃった視点というのは、私どももそのようなことは大変大事だろうというふうに思っております。伝統工芸館の方で今、韓国の方の陶磁器業界の方との交流を持っておりまして、先般、うちで陶芸等をやっていたらっしゃる方々が向こうの方に出向きまして、いろいろ打ち合わせをやらせていただいたり、今後の交流について打ち合わせを今進めていると

ころでございますので、できるだけそういう方向で努力してまいりたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 やっぱり細川さんも、私が韓国のその地に行ったときに、そこでお泊まりになって、陶芸で焼いておられるんですよ。それで、写真もありました。そういう関心のある人たちを招いて、講演とか講師とかそういうことで今後も取り組んでいただきたい。やっぱり一つは伝統工芸館は熊本県の大事な重要な施設で、新幹線も含めた観光行政の中の大事な施設ですので、そういうところもやっぱり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

引き続きいいですか、委員長。熊本テルサの利用状況を考えてみますと、近隣のいろんなブライダル施設ができて非常に苦戦をしているということで説明がありましたけれども、フィットネスクラブですかね、これは7,600人も減少しているということと、やっぱり対策は協議をされておられると思うんですけれども、県庁職員でも官公庁の職員でも今から結婚される方はたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方たちに利点を設けるとか、何かそういう利用でもやらないと、このまま素人の人たちがテルサを、こんなコネをふやそうとか協議しても、やっぱり企業なんかはホテル関係なんかというのは命がけでやっているわけですから、テルサとの関係というのは、やっぱりなかなか難しい問題が出てくると思うんですよね。

そういったところで、どういうふうな認識をされて進められようとしているのか、先ほどの答弁にもまして、ちょっとより深く答弁をお願いしたいと思います。

○大谷労働雇用課長 フィットネスセンターについては、実は専門業者の方に委託しております。ただ、利用者が減っていることにつ

いては危機感を持っておりまして、これまでの顧客リスト等を見直しながら、今営業等についてお願いしているところでございます。

婚礼関係につきましても、やっぱりある程度専門的な知識等も必要でございますので、今後その辺も考慮しながら婚礼関係については強化を図っていききたいというふうに思っています。

○荒木章博委員 では引き続き。今テルサの状況、レストランもありますし会議室とかありますのでね。会議室あたりとか大ホールとかというのは、かなり予定が取れないようなところも、実際人気があるんですよ。それにプラスして宴会とか、そういうのも引っ張ってこれるような、そしてその後は宴会をするといったら、1割ぐらいの割引とか、そういうのも踏まえて行われたらどうかなと思いますので、今後婚礼も含めて、これは毎回もう十二分に協議されていることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

15ページのこの連帯保証人の件なんですけれども、これはもうA、Bという連帯保証人を取って取り組んでおられるというふうに思うんですけれども、これは平成8年のことなんでしょうか。やっぱり十二分な審査と、極端に言うならA、B、Cぐらいの保証人あたりも取るような状況下を考えるべきじゃないかなと思うんですけれどもね。小さいことなんですけれども、どんなものでしょう。

○福島商工振興金融課長 事前審査に当たりましたは、設備導入に関して中小企業診断士の診断を行いまして、検討、審査して行っております。

この案件につきましても設備の必要性が認められ、直近2年間の決算書に基づく償還能力も基準内であったことから、貸し付けを妥当として貸し付けたものでございます。

2点目の連帯保証人ですけれども、これは

貸し付け基準の方で、個人の場合、連帯保証人は2名ということを決めておりますものですから、それを超える連帯保証人の徴収は行っていないところでございます。

○荒木章博委員 はい、わかりました。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。杉浦委員。

○杉浦康治委員 臨空テクノパークの件なんですけれども、事業費で30億から33億の幅があつて、交差点の改良工事等が明確になってないというようなことだったんですけれども、この改良工事をされるというのは、第2空港線から進入していく交差点のことでしょうか。

○渡辺企業立地課長 現在、信号が設置されている交差点の手前ですね。熊本市側に町が既に整備されておりますけれども、そこに接続する交差点を新たに設け、左折レーンで臨空テクノパークに入りやすくする、そういう工事を計画しております。

○杉浦康治委員 そこだらうと思ったんですけれども、左折レーンということは、左折レーンを新たに設けるということでしょうか。

○渡辺企業立地課長 そのとおりです。左折レーンを新たに設けて、進入しやすくするという計画でございます。

○杉浦康治委員 これから先どういうふうに竣工していくのかというのがまだはっきり見えない状況だろうなというふうに思っているんですけれども、工場が立ち上がってからまだそのかわいが終わってないというような状況というのは非常に困る状況だろうと思いますし、また交通事情も、1期分については

そう多くはないと思いますけれども、2期目をにらんで、その2期目の進出についてより弾みがつくような形で、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

おおよそのめどがわかればお聞きしたいということと、それと町道に接続する箇所というのは、たしか少し狭くなっていたと思うんですけども、その部分については多分町道の範囲内かなというふうに思うんですが、そこら辺で何か、どういうふうな進展があるかというのが、おわかりになればお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 今、工事を進める前提として交通量調査等をやっております、その中でどういう形にするか決めていきたいと思っております。信号機を設置する場合には、もちろん警察との協議も必要です。それも並行してやっております。

また、あとわずかで町道に接続ができますが、あのあたりを広げる話になりますので、そのあたりも形状の仕方とか、そういったものも今やっております、臨空テクノパークA区画、大日本スクリーンさんが操業するのが大体平成26年というめどでございます。それまでには、交差点改良工事を終えたいというふうに考えております。

○杉浦康治委員 ぜひ、なるべく早めに、26年と言わずきちっとした整備をやっていたければというふうに思います。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び議案第28号から第30号までについて一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括

して採決いたします。

議案第1号及び議案第28号から第30号までについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、商工観光労働部から2件、企業局から1件、労働委員会から1件あっております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、報告1について労働雇用課から説明をお願いします。

○大谷労働雇用課長 委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

平成23年度の基金事業の取り組みについて、御説明いたします。この総括表は、6月議会の当委員会においても報告しておりますが、その後、新たに計画しました事業について、網かけで追加記載しております。

上段の県事業についてですけれども、緊急雇用創出基金事業について今回、追加分として11事業4,000万円を計画し、77人の雇用を創出することとしております。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業について、今回追加分として2事業1億7,000万円を計画し、86人の雇用を創出することとしております。

これにより、県事業分としては合計52億5,000万円、2,311人の雇用を創出する見込みでございます。

なお、次ページ以降に、説明を省略しますが、今回新たに追加した県事業の一覧を添付しております。事業については、各委員会でも審議をいただいております。

次に、中段の市町村事業についてですが、今回は追加分はございません。合計で49億3,000万円を計画し、3,036人の雇用を創出することとしております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 それでは、報告2について国際課から説明をお願いします。山内国際課長。

○山内国際課長 国際課でございます。申しわけございません、報告資料は別冊になっております。別冊の方でお願いいたします。

では、説明申し上げます。環太平洋連携協定(TPP)について。括弧書きでございますが、平成23年6月にTPPの交渉参加を判断するとしていた従来方針は、東日本大震災による議論の中断等もあり、先送りされております。

本県では昨年11月、国に対しまして、TPPの参加検討に当たっては、農業の将来ビジョンを示すこと、国民合意に向けた議論を重ね慎重に検討することを要望しているところですが、現段階においては、いずれも十分とは言えない状況にあると認識しております。

次に、政策推進の全体像ですけれども、本年8月15日閣議決定がなされておりますが、その内容では、TPPについては被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、さらに国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については総合的に検討し、で

きるだけ早期に判断するようになっており、具体的な時期の明示はございません。

次に、TPP交渉参加国における交渉状況ですが、次の米印のところに書いておりますが、国によりますと、現時点では日本はTPP協定交渉に参加しておらず、交渉参加国との協議を通じて情報収集を進めている段階であり、交渉参加国における交渉の詳細な把握は困難な状況というふうに言われております。

今後の見通しですけれども、最初のポツですが、本年5月のTPP閣僚会合の9カ国共同声明では、「11月に協定の大きな輪郭を固めるとの目標を表明した」とされております。

次の米印ですけれども、TPP交渉参加国において「協定のおおまかな輪郭を固める」とされている11月のAPEC首脳会議に向けた、日本政府の今後の動きを注視していくことが必要であると考えております。

参考に、これまでの国への要望等を記載させていただきます。県は昨年、平成22年11月、また県議会からも同様、平成22年11月、また農業振興についてということでは、全国知事会で23年7月に要望しているところです。

以上です。よろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 次に、報告3について企業局から説明をお願いします。古里次長。

○古里企業局次長 企業局でございます。

まず御報告の前に、荒瀬ダムに関しましては、これまでも県議会の御支援、御協力をいただきながら、国への要請活動を行ってまいりました。

先月になりますが、野田内閣成立後でございますが、民主党及び関係省庁に対しまして、財政支援についての要請活動を実施したところでございます。その際、守田委員長に

は大変御多忙の中、県議会を代表して要請活動に御同行いただきました。改めて、お礼を申し上げます。

それでは、資料の5ページをお願いいたします。

まず、1の荒瀬ダム撤去に係る除却申請でございます。

来年度からのダム本体の撤去工事着手に向け、去る9月2日でございますが、河川管理者でございます国土交通省九州地方整備局長あて、河川法上の手続といたしまして除却等の申請を行ったところでございます。

その主な内容でございます。四角の枠がけのところでございます。

まず、(2)の対象となります工作物でございますが、ダム本体それから発電のために水を取り込みますが、その取水施設、さらには発電に利用した水を川に戻しますが、その放水路等でございます。

(4)でございますが、許可の期間でございます。許可の日から平成30年3月末までの約6年としております。

また、別紙の7ページから14ページでございますが、さらに詳細な申請書の概要をあわせて配付しておりますが、申しわけありませんが後ほどごらんいただければと思います。

次に2のダム撤去資金でございます。

(1)の国の財政支援についてでございますが、国と県の検討会議におきまして、道路かさ上げ、路側構造物補強、それから環境モニタリングなどが、国の交付事業の対象となることを確認されております。これらの事業全体で、総額13億円の交付金を見込んでおるところでございます。

下の表の、交付金の活用状況でございます。この計の欄の枠の中に記載しておりますように、約13億というふうに記載しているところでございます。

さらに、一番下には、最近の国への支援要請状況を記載しております。直近では9月15

日、先ほど申し上げましたとおり、1とともに委員長にも御同行いただきまして、要請活動を実施したところでございます。

次のページをお願いいたします。

(2)の撤去費用の縮減でございます。民間からの技術提案や庁内での検討を踏まえまして、国と県の検討会議におきまして協議を行っているところでございます。

括弧書きにしておりますように、今後、国との協議の中で変動があるものと推測はしておりますが、少なくとも5億円程度のコスト縮減額を確保したいというような考えでございます。

(1)と(2)で御説明しました国の交付金約13億円、それから撤去費用の縮減額約5億円を勘案いたしますと、約30億円の資金不足が約12億円に圧縮されるということになります。それで、まだ大幅な資金不足の状態にあるところでございます。

今後の取り組みでございますが、引き続きダム本体の撤去への支援を中心に、菅前総理が言及されました自然再生という観点なども含め、国の来年度予算編成の中で具体化されるあらゆる可能性について国に強く要望してまいるところでございます。あわせて、撤去費用の縮減や企業局内の経営努力などによりまして、資金不足に対応して、年度内には大まかな資金計画が示せるよう努めてまいることとしております。

次に、3のダム撤去に伴います地域課題でございます。昨年6月に、地元の皆さんや八代市をメンバーとします地域課題を整理し、解決に向けた取り組みのための荒瀬ダム撤去地域対策協議会を設置しております。これまで3回の会議を開催し、地域の課題につきまして一定の方向性を得て、地元や八代市との協議を継続しております。

今後は、残された地域の課題について、さらに地元の皆さんや八代市との協議を行い、解決のための取り組みを進めていきたいとい

うふうに考えております。

最後に、平成22年度から23年度にかけての主な取り組みを記載しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 次に、報告4について、労働委員会から説明をお願いします。吉富審査調整課長。

○吉富審査調整課長 労働委員会の方から御報告申し上げます。資料は、15ページの方をござらんいただきたいと思っております。

労使紛争解決制度について、ことし1月から8月の状況について報告いたします。

労働委員会では、不当労働行為の審査、労使紛争の調整業務などを行っておりまして、その中で、あっせんには、労働者個人と事業主の紛争を解決する個別あっせん、労働組合と事業主との紛争を解決する集団あっせんの2つがございます。

23年は、それらのあっせんの申請が8件ございまして、22年同期と比較しますと5割程度の申請状況でした。

8件とも8月までには終結いたしまして、その内訳は、解決6件、打ち切り1件、取り下げ1件でございました。

申請の件数は、平成21年に急増いたしましたが、平成22年から減少傾向へと移りました。しかしながら、裁判所の県内の労働審判件数は増加しておりまして、潜在的な労働問題はありと考えられますことから、さらに労働委員会制度の周知に努めているところでございます。

なお、申請の内容としましては、有給休暇などの労働条件や解雇問題、団体交渉に関する紛争が全体の5割を占めております。

詳しい内容は、16ページの方を後ほどござらんいただきたいと思っております。

なお、不当労働行為の申請につきまして、平成22年から繰り越しが2件ございましたが、そのうち1件は、一部救済命令を出しまして終結いたしまして、他の1件は和解成立に伴って取り下げられました。

平成23年には新規の申し立てが1件ございましたが、審査の過程で取り下げられまして終結いたしております。

以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。前田委員。

○前田憲秀委員 私からは、先ほどの国際課さんからのTPPについて、ちょっと御意見を賜りたいと思っておりますけれども、農業県である本県は、先ほどの報告にもありましたように断固とした態度で臨むべきと、私も同感するところであります。

ただ、余り報道に出ないのが、これは10数項目にわたってこのTPPというのはあると聞いておりまして、いわゆる物だけではなくてサービスや労働に対しても市場開放を進める内容であると聞いております。となると、いわゆる労働力とって、例えば工場労働者、農民が移動するというのはないと思っておりますけれども、付加価値の高い、例えばお医者さんや介護士、例えば公認会計士、そういったのも、TPPの交渉の中で非常に関係してくる、本県の中小企業、経済においても非常に懸念される事態があるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺の認識は何かお持ちかどうかを、ちょっとお尋ねをしたいんですけども。

○山内国際課長 国際課でございます。

今、一般単純労働者の方以外に、そういったいわゆる高度技術者なり医師とか公認会計士とかいった分野の方々についても、議論が

なされるという話は聞いております。ただ、詳しい議論の状況等が国の方でもよく把握していないということでありまして、本県の方でも議論がどのようになされるか、どういった方向に進みつつあるのかといったところまでは、まだ十分把握ができていない状況です。

県内企業との関係の受け取りにつきまして、関係課の方——では、うちの方で。県内企業の反応については、帝国データバンクが調べた数字がございます。それを御参考までに御紹介させていただきますと、県内企業については、「TPPの参加が必要か」という問いについては、59.8%が「必要とする」という回答をされている。「TPPの参加に対して、その前提として必要なもの」という問いについては、参加後のきちんとしたビジョンの提示が必要だというのが45.1%というふうに聞いております。参加しない場合の景気への影響については、64.7%の企業が「影響があるのではないか」というふうに回答をされているというふうに聞いております。

○前田憲秀委員 国の方もなかなか示していないということで、それは非常に厳しい状況だなと思うんですけども、極端に言えば、国家資格が取っ払われるとか、そういう状況にもなりかねないという話も聞いております。そういう意味では、こうなってしまいましたでは、県内の企業にとっては非常に打撃になるのではないかな。例えば、業績が非常に厳しくなった医療法人を、シンガポールのある大病院が買収したりとか、そういうことも起こり得るんじゃないかという話も聞いております。そういう意味では、この企業の経済においても非常に深刻な内容であると思いますので、国の動向というのはもちろんですけども、本県においてもいち早く情報をキャッチして発信をしていただきたいなという思いがあります。要望しておきます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。荒木委員。

○荒木章博委員 TPPの問題は、やっぱりJAも含めた農業団体も、熊本県は農業県で第一次産業の反対は確実なわけですけども、やっぱりこういうところの勉強会というのですか、そういうものをやっぱりTPPに関することというのは、何か思惑の中での頭しか見えないような感じがするものですから、そういうところもやっぱりきちんとした勉強会あたりも開いて、こういう状況になるんだと、今、前田委員も言われたような、きちんとしたものを確認してから国あたりは対応してもらわないと、熊本県は大打撃を受けるわけですので、こういうことはやっぱり慎重に考えていただきたいというふうに思います。

それと、委員長、引き続きいいですか。

先般、守田委員長を初め委員会を代表して、議会を代表して樽床副幹事長そして国交省並びに今回はあわせて環境省の方まで特別に足を運んでいただいたと聞いております。

こういった中で、撤去費用は約30億と聞いておるんですけども、何か12億まで企業努力してなったんですか。

○古里企業局次長 ちょっと、きょうも申し上げましたが、交付金事業とか5億円のコスト縮減についても、まだ不確定な要素がございますので、おおむね今のところ、あと12億かなというような感じでおるところでございます。

○荒木章博委員 では、先般お願いしたのは30億じゃなくて12億ということですか。

○古里企業局次長 トータルとして、私どもは従来から国に、ダム本体に対する財政的な

支援、これをお願いしておりました。その金額というよりも、私どもは従来あった民主党政権における発言を反映したところの財政支援をお願いしたいということで、強く知事以下、お願いしてきたところでございます。

○荒木章博委員 委員長、これは自然再生ということで、当時の約束じゃないですけども、民主党さんが約束をしたようなものですね。きょう鎌田委員が民主党で、この委員会にも唯一おられますから、これはやっぱり積極的に、約束したことはきちんとしなければ、今から水力、風力の国のいろんな施策が出てくるわけですよ、地熱を含めて。そういった中で今、風車も3つとも動かぬ状況ですね。三菱で取りかえて、今からの熊本の自然再生のエネルギーをつかもうという中に、もう荒瀬だけでももう全力を傾注しているのが企業局なんですよ。そういうことであってはならないから、いち早く、やっぱり民主党さんも約束したことは守っていただいて、鎌田先生からもぜひ、委員長もわざわざお願いに行かれたりで、心から敬意を表したいと私たちは思いますので、やっぱり民主党さんあたりはきちんと、地元から松野頼久先生が先頭になってやっていただくと私たちはいかぬと思いますので、資金計画の本年度の作成を今からやられるわけでしょう。

○古里企業局次長 はい、そうでございます。

○荒木章博委員 ですから、そういった中で、きちんとしたやっぱり——また新エネルギーにも早く、荒瀬、荒瀬だけではなくて、新エネルギーに対しても企業局が取り組んでいかないと、このことだけに振り回されておったらいかぬと思うんです。

そういった中、知事が鎌田議員の質問に答えられた。あのとき民主党に痛烈なパンチを

たたかれたみたいな感じがするので、やっぱりこういうお願いをしておるときですから、もう少し慎重に発言もしてほしいかなど。ここで言う問題ではないかもしれぬけれども、やっぱり協力してもらわないかぬわけですから、今いろんな議員さんや民主党熊本県連とかも努力をしているわけですけども、やっぱりもう少し知事も、お願いをするのはする、思いは思いじゃなくて、きちんとしたのももっと考えていただけるべきだと私は思いますので、それは要望しておきます。以上です。

○鎌田聡委員 荒木委員から御心配いただきましたが、知事にはこちらから率直ないろんな思いを聞いて、率直に答えられたので、そこは別に私は気にしておりませんが、この間、国と少しやり取りをしている中で、少し誤解かもしれませんが、きょう約5億円は技術関係支援で圧縮されたと聞いたんですが、何か70数億ぐらいまで技術支援で圧縮されたというのは、国とのやり取りの中で聞いていますけれども、そこは違うんですね。

○古里企業局次長 私どもが今5億円と試算しておりましたのは、今回の除却申請をするのに伴って、私どもは、こういう考えでいかがでしょうかというふうに国の方に申請をしたところでございます。これは今、国の方で審査をされております。国の方は、河川管理者として球磨川の治水の安全確保それから環境に影響を与えないか、そういうことで審査をいただいておりますので、私どもとしてはその中身をできるだけ、最低限それはぜひとも確保したいということで、今途上のところというふうに御理解いただければと思います。

○鎌田聡委員 では、撤去費用が92億です

ね、それは5億円ぐらいは圧縮できるけれども、今87ぐらいの額はまだ減っていないという理解でよろしいんですかね。

○古里企業局次長 経費としてかかる分としては、約5億のコスト削減が図れるんじゃないかというふうに、今、国の方に御提案申し上げているということです。

○鎌田聡委員 後は国がいろんな交付金を含めて、13億ぐらいは資金援助できるということになりますけれども、それでもまだ12億円ぐらいは不足しているという状況の理解でよろしいんですね。

○古里企業局次長 交付金事業と申しますのは、ダム本体ではなく上流の道路かさ上げ、それから路側の補強関係でございますので、これは通常でいきます道路事業であったり、そういう部分でございますので、ダム本体の部分ではないというふうに理解しております。

○鎌田聡委員 わかりました。いずれにしろ、まだ不足があるわけですから、今お話が荒木委員からもありましたように、民主党としても約束というほどの約束かどうかというのは、とらえ方はありますので、私も来週上京いたしまして、本部と国交省に要望してまいります。その辺の額をきちんと合わせておかないといけなかったもので、ちょっと確認させていただきましたので、はい了解しました。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、質疑を終了します。

最後にその他でございますが、内野副委員長から意見書に関する提案があるとのことですので、説明をお願いします。

○内野幸喜副委員長 ちょうど今、荒瀬ダムの本体撤去について説明もあり議論もなされたところですが、この撤去に係る財源不足という大きな課題は依然として残されたままです。

そこで、本委員会から荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書の提出について、提案をさせていただきたいと思います。

意見書の案を用意いたしましたので、ただいまからその案を配らせていただきます。

（意見書案の配付）

○守田憲史委員長 それでは、本委員会から、この意見書を提出していただきたいという提案であります。それでは、書記は文案を読み上げてください。

○益田議事課長補佐

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書（案）

熊本県は、来年度から荒瀬ダム撤去に取り組むという地元との約束を果たすため、平成22年2月に発表した撤去方針に基づき、本年9月2日に河川法に基づく除却申請を行った。

しかしながら、荒瀬ダム撤去には巨額の費用が見込まれ、設置者である県だけでは到底対応できない状況であり、撤去にかかる最大の課題である財源不足の課題は残されたままである。

国においては、荒瀬ダム撤去に係る国と熊本県の検討会議を立ち上げ、道路嵩上げや路側構造物の補強等について、国の交付金による支援の道を開かれたものの、依然として、荒瀬ダム本体撤去についてはいまだ支援の目途が立っていない状況にある。

菅前総理大臣は、政権交代前から荒瀬ダム撤去に対する国の支援について言及されており、本年2月の国会の場においても「自然回復の観点も含め、国による支援の

可能性について検討を指示したい」と再度発言されている。また、県選出の民主党国会議員等からも「ダム撤去に向けて、財政面をはじめさまざまな支援を惜しまない」との発言も相次いで行われた。

知事の撤去方針決定に当たっては、これまでの菅前総理大臣や県選出の民主党国会議員等の発言により、県民の間に、政権交代後は「国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できる」という期待感が高まったことが、大きな要因となっている。本県の荒瀬ダム撤去に対する国の財政支援を求める要望に対して、本年9月に発足した野田内閣においても閣僚から理解を示す発言がなされている。民主党政権として、この地元の期待に全面的に応え、撤去資金不足を解消していただく必要がある。

よって、国におかれては、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、国を挙げて、その復旧・復興のために全力を傾けられているところであるが、これまでの経緯を踏まえ、全国初のコンクリートダム撤去である荒瀬ダム撤去に対する財政支援について、積極的に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○守田憲史委員長 この意見書案について、企業局から補足して説明はありませんか。

○古里企業局次長 先ほど御報告いたしましたように、ダム撤去費は大幅な不足の状況に変わりはありません。このため、来年度からの撤去着手に向けて強く国に財政支援を求める必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○守田憲史委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はあり

ませんか。

それでは、この意見書案により、本委員会提出議案として議長に提出したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議がないようですので、この意見書案により、議長に提出することに決定いたしました。

その他で、ほかにありませんでしょうか。

○荒木章博委員 先般、サッカーのアンダー22ですか、この経済委員会の委員に対してもファックスで報告をされているというふうに思います。この前、私もアンダー22が参って、私も県の前のサッカー協会の副会長をしておりましたので、それではなくて経済委員の1人として、このサッカーのアンダー22が熊本にキャンプをするということはすごいことだなと思って、私もKKWINGに行きましたけれども、何か白い目で見られたような感じで、居る場所もないような状況だったんですね。私も前々日に応援に出席をするということは伝えておったはずですけども、やっぱり委員のメンバーの1人でも、そうして出かけていくということに対して、紹介をしてくれとかいうことではないが、どこのどの者が来たかというような対応では、今後やっぱりこういうものは困りますね。委員長、その点やっぱり、ちょっと考えていただきたいなと思っているんですけどもね。

○宮尾観光課長 観光課でございます。

さきのアンダー22の歓迎式のときにつきましては、皆様方にも報道資料等で開催につきましては御報告申し上げたところでございます。

荒木議員におかれましては、お越しいたぎましてありがとうございます。済みません、ごあいさつも十分ではなかったんですけども、事前にさせていただいたところでご

ございますけれども、失礼な点がございましたら、今後さらに気をつけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○荒木章博委員 それはいいですけれどもね。こういうアンダー22とか国際大会に出場する人がキャンプをするということは、それは観光課の非常な御努力によってそういったことが行われていると思うんですけれども、こういった場合には、熊本県から何か補助というのか、そういうものというのは出ているんですかね。

○宮尾観光課長 そういったスポーツの関係があるときに、補助等は出しておりません。そういう制度は持っておりません。

ただ、私どもは観光客の誘致という視点から、アンダー22は非常に著名な選手もたくさんおられますので、そういう方たちがお見えになるときは、やっぱり県外からもたくさんのお客様方が、ファンの方がお見えになるという意味で、誘客につながるというところで御支援をさせていただいているところでございます。その際には、委員も御存じかと思いますが、お見えになられた皆様方に、各県のみならず各団体から、お米だったり季節の果物だったり熊本市の水だったりという、熊本の産品を差し上げてPRをさせていただいたところでございます。

○荒木章博委員 非常にいいことだと思えますので、今後も引き続きそういう誘致には取り組んでいただきたいと思います。

それとお知らせですけれども、韓国のナショナルの剣道チームが13日から1週間熊本で合宿をする、27名ほどだと思います。ナショナルチームというのは前々回の大会には世界一になっているチームであります。日本ともう紙一重のチームです。熊本の競技力の向上にもつながりますので、1週間参りますの

で、また引き続きあわせて観光課の協力とか、そういう観光誘致に努めていただければなと思って、要望しておきます。以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○宮尾観光課長 観光課でございます。

今、御要望いただきました件につきましては、一応、今県の剣道連盟さん等と確認をさせていただいておりますので、県の剣道連盟の皆様方の御意向等も踏まえまして進めて、協議していきたいと思っております。

○荒木章博委員 では、泉会長初め、熊本県の御支援をよろしくお願ひしたいということでございますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。ありがとうございます。以上です。

○内野幸喜副委員長 先週の一般質問で、ラグビーワールドカップについて知事から力強い答弁をいただいたんですが、これは観光課の方がこれから注力していくことになるんですか。

それからもう1点。その後、知事の答弁後、何か指示とかそういったものがあつたか、ちょっとその辺もお聞かせいただければと思います。

○宮尾観光課長 観光課でございます。先般は、お世話になりました。

特に指示ということではございませんが、特に各県等かなり進んでいる自治体もございますので、そういった意味では情報収集にさらに努めていくというところで考えております。

あと、当然、誘客という点で観光課の方が今、窓口にならせていただいておりますけれども、当然、教育委員会等との連携が必要でございまして、恐らくこれは時期が来まし

たら、さらにもっと連携が必要になってくるかなというふうには思っております。

それで一部には、先般の7月の説明会のときに、もう数カ所につきましては首都圏を中心に内定しているというような御発言も主催者の方からあったようでございますので、その辺は今後さらに情報収集に努めて頑張ってみりたいと思っております。

○内野幸喜副委員長 8カ所ほどが決まっているんじゃないかという話もあります。ただ、これは白紙に戻すと言われた方もいらっしゃるみたいなんですよね。だから、まだまだ私は決まっているとは思っていないので、知事がやっぱり手を挙げた以上は一步進んだと思いますので、今後ともぜひ御協力を、力強い御協力をいただければと思います。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了しました。

最後に、要望が6件提出されています。お手元に写しを配付しておりますので、後でござらんいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済常任委員会委員長